



金 沢 市 公 報

第 2 7 5 5 号

平成25年(2013年)3月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
こまちなみ保存建造物の登録について (歴史都市推進室)	3
土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿 の縦覧について (資産税課)	3
土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の 指定について (環境指導課)	3
公 告	
建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定 について (建築指導課)	4
選挙管理委員会告示	
条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合に おける署名者の最低数について (選挙管理委員会)	4

議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管 理委員及び監査委員の解職の請求の場合にお ける署名者の最低数について (")	4
教育委員会の委員の解職の請求の場合におけ る署名者の最低数について (")	5
合併協議会の設置の請求の場合における署名 者の最低数について (")	5
合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の 場合における署名者の最低数について (")	5
消防局公告	
消防車のサイレンの使用について (警 防 課)	5
公営企業告示	
金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課)	5
金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について (")	6

告 示

●金沢市告示第26号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成25年3月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 1 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 - 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
 - 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
 - 金沢市営割出駅前自転車駐車場

- 金沢市菅木越団地自転車駐車場
- 金沢市菅香林坊地下自転車駐車場
- 金沢市菅片町広場自転車駐車場
- 金沢市菅鳴和第2自転車駐車場
- 金沢市菅金沢駅西暫定自転車駐車場

- 2 保管した自転車等の台数
 - 自転車 169台
 - 原動機付自転車 2台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 - 平成25年2月1日から同月28日まで
- 4 保管した自転車等の返還を申し出る場所
 - 金沢市広坂1丁目9番16号
 - 財団法人金沢まちづくり財団
- 5 保管した自転車等を返還する日時及び場所
 - 日時 平成25年3月11日から同年6月10日まで
 - 午前10時から午後7時まで
 - 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 - 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第27号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
千木町地内	自 転 車	3台
額乙丸町地内	自 転 車	1台
三口新町4丁目地内	自 転 車	1台
増泉4丁目地内	自 転 車	1台
平和町3丁目地内	自 転 車	1台
戸水1丁目地内	自 転 車	1台
暁町地内	自 転 車	1台
広岡2丁目地内	自 転 車	11台
小坂町地内	自 転 車	2台
山科2丁目地内	自 転 車	1台
菊川1丁目地内	自 転 車	3台
木越町地内	自 転 車	4台
寺町1丁目地内	自 転 車	1台
泉3丁目地内	自 転 車	3台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日
 - 平成25年2月1日から同月28日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成25年3月11日から同年9月10日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第28号

金沢市こまちなみ保存条例（平成6年条例第1号）第12条第1項の規定により、こまちなみ保存建造物を登録するので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

番号	名 称	所 在 地	所 有 者	登録年月日
46	久保市乙剣宮社殿	金沢市下新町6番21号	金沢市下新町6番21号 宗教法人 久保市乙剣宮 代表役員 加藤 文代	平成25年3月11日

●金沢市告示第29号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条の規定により、平成25年度分の固定資産税に係る土地又は家屋の価格等を記載した土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり納税者の縦覧に供します。

平成25年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

縦 覧 場 所	縦 覧 期 間	縦 覧 時 間
金沢市総務局資産税課	平成25年4月1日から同月30日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）	午前9時から午後5時45分まで

●金沢市告示第30号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、同項に規定する特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定するので、同条第2項の規定により告示します。

平成25年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 要措置区域

金沢市長町1丁目312番、315番1及び316番1の各一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

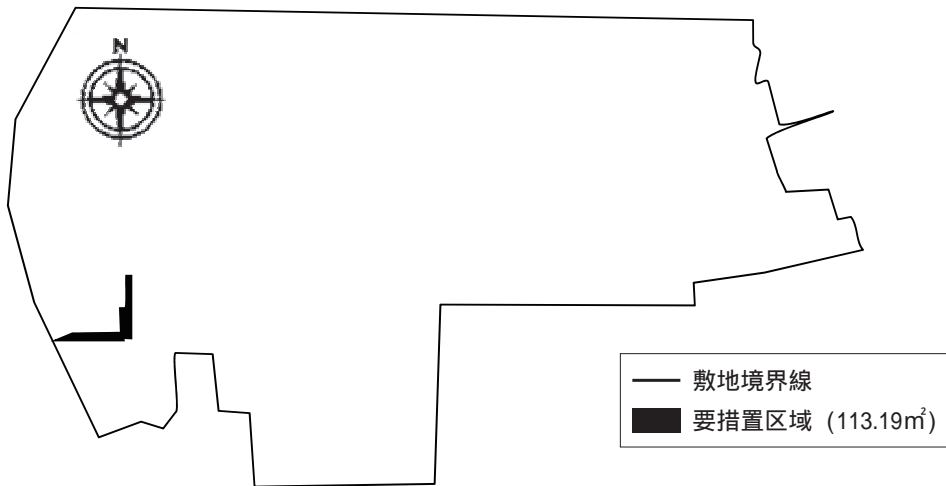
鉛及びその化合物

砒素及びその化合物

3 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別図



公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成25年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の年月日	指 定 道 路 の 位 置	延長(m)	幅員(m)
第196号	平成25年2月28日	金沢市畝田中2丁目187番2、188番3及び244番の一部	20.6	5.26

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成25年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,277人

●金沢市選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成25年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

121,274人

●金沢市選挙管理委員会告示第6号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成25年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

121,274人

●金沢市選挙管理委員会告示第7号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第5条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成25年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,277人

●金沢市選挙管理委員会告示第8号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第5条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成25年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

60,637人

消 防 局 公 告

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成25年3月11日

金 沢 市 消 防 長 山 田 弘

場 所 金沢市中央消防署管轄区域内（末町地内）

日 時 平成25年3月17日（日） 午前11時から午前11時30分まで

場 所 金沢市中央消防署管轄区域内（小立野2丁目地内）

日 時 平成25年3月24日（日） 午前9時から午前9時30分まで

場 所 金沢市駅西消防署管轄区域内（磯部町地内）

日 時 平成25年3月24日（日） 午前10時から午前10時30分まで

場 所 金沢市金石消防署管轄区域内（観音堂町地内）

日 時 平成25年3月24日（日） 午前11時から午前11時30分まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第6号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年3月11日

金 沢 市 公 営 企 業 管 理 者 糸 屋 吉 廣

1 平成24年11月1日から平成25年1月31日までの原料の平均価格等

(1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 68,400円

- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 88,680円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 70,750円
- 2 原料価格変動額 7,000円
算式 70,750円 (1トン当たり平均原料価格) - 63,730円 (1トン当たり基準平均原料価格) = 7,000円 (100円未満切捨て)
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 + 7,000円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.082円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に5.74円を加算した額になります (小数点第3位以下切捨て)。
- 4 平成25年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	232円70銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	230円70銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	218円20銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	216円37銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	211円37銭

●金沢市公営企業告示第7号

金沢市液化石油ガス供給条例 (昭和63年条例第5号) 第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年3月11日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

- 1 金沢湖陽住宅団地供給地点群
 - (1) 平成24年11月1日から平成25年1月31日までの平均原料価格
1トン当たり 88,680円
 - (2) 原料価格変動額 600円
算式 88,680円 (1トン当たり平均原料価格) - 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) = 600円 (100円未満切捨て)
 - (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 + 600円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に1.22円を加算した額になります (小数点第3位以下切捨て)。
 - (4) 平成25年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	423円5銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	413円95銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成24年11月1日から平成25年1月31日までの平均原料価格
1トン当たり 88,680円
- (2) 原料価格変動額 600円
算式 88,680円(1トン当たり平均原料価格) - 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) = 600円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 + 600円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に1.22円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。
- (4) 平成25年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	423円13銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	414円3銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成24年11月1日から平成25年1月31日までの平均原料価格
1トン当たり 88,680円
- (2) 原料価格変動額 600円
算式 88,680円(1トン当たり平均原料価格) - 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) = 600円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 + 600円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に1.22円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。
- (4) 平成25年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	401円90銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	392円80銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成24年11月1日から平成25年1月31日までの平均原料価格
1トン当たり 88,680円
- (2) 原料価格変動額 600円
算式 88,680円(1トン当たり平均原料価格) - 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) = 600円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 + 600円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に1.22円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。

(4) 平成25年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
 (基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	445円51銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	436円41銭

平成25年(2013年)3月11日 印刷
 平成25年(2013年)3月11日 発行
 定価 120円

発行人 発行所 印刷所
 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
 金 沢 市 役 所
 (株) 共 栄